



3.アスベスト含有吹付けロックウール関連

Q3-1：ロックウールの吹付け施工にアスベストを使用していた期間があると聞きますが、なぜアスベストを入れる必要があったのですか？

A：鉄骨の耐火被覆構造は、1964年（昭和39年）にアスベストの吹付け施工で指定されましたが、アスベストが国内に産出せず、全量を輸入に頼っていたことから、少しでも価格の安いロックウールを代替品として

開発が行われるようになりました。開発当初のロックウールは鉄骨に対する接着強度が弱く、施工後に脱落するため、

つなぎ材として、アスベストを入れざるを得なかったのです。

その後、吹付け工法の開発が進んだこと、ロックウール繊維自体の技術開発により、アスベスト無しのロックウールが

問題なく施工できるようになったことで、現在の吹付けロックウールにはアスベストの添加は必要なくなりました。

Q3-2：アスベスト含有の吹付けロックウールとアスベストを使用していない吹付けロックウールの見分け方がありますか？

A：見ただけでは判断できません。石綿を分析できる機関での判断が必要です。

石綿の分析機関および分析技術者については、

「[\(公社\)日本作業環境測定協会](#)」

又は、

「[\(一社\)日本環境測定分析協会](#)」

のホームページをご覧ください。

特に、吹付けロックウール中のアスベストの含有割合が低いときなど、石綿の微量分析は高度の分析技術が必要です。

建築物の石綿有無の分析については、2020年(令和2年)9月現在、資格は必要ありませんが、厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル【2.20版】」では、(公社)日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術評価事業のAランクの分析技術者が在籍する分析機関又は(一社)日本環境測定分析協会の技能試験の合格者・合格試験所が望ましいとしています。



Q3-3 : アスベスト含有の吹付けロックウールには、乾式、半乾式、湿式工法がありましたが、この違いは何ですか？

A : 「乾式工法」は小規模仕上工事に、「半乾式工法」は一般工法として普及し、大規模工事にも適用されています。

「湿式工法」はエレベータシャフト内のコアまわりなど風圧等で剥離のおそれのある場所、露出部など人の接触により

欠損のおそれがある部位、発じんを嫌う施工場所等で採用されておりました。

(なお、現在の吹付けロックウールの工法には「湿式工法」はありません。)

工法の違いは「吹付けロックウール Q2-1」をご参照ください。

Q3-4 : アスベスト含有の吹付けロックウールが施工されている室内で作業することがありますが、気を付けることはありますか？

A : 施工されているアスベスト含有の吹付けロックウールの状態が劣化・損傷していないか、当該作業がアスベスト含有の吹付けロックウールと接触するような作業なのかを確認する必要があります。もし、劣化・損傷していたり、接触するような作業の場合は、石綿障害予防規則第 10 条に基づき、除去、封じ込め、又は囲い込みの措置が必要となりますので、当該室内を管理している事業者へ申し入れる必要があります。

Q 3-5 : アスベスト含有の吹付けロックウールが施工されていますが、法的に除去する必要がありますか？

A : 法的に除去しなければならない場合は、建築基準法による大規模な増改築及び大規模な修繕、模様替えの場合だけです。また、施工されているアスベスト含有の吹付けロックウールの状態が劣化・損傷により

石綿粉じんが飛散するおそれのある場合は石綿障害予防規則第 10 条に基づき、除去、封じ込め又は囲い込みの措置が必要となります。

Q3-6 : アスベスト含有の吹付けロックウールを除去したい場合は、どこに依頼すればよいのですか？

A : 石綿を含む製品等の除去を専門に扱う工事会社に連絡を取り、マニュアルに従って除去することが必要です。詳しくは

[\(一社\)日本建築センター](#)

[\(一社\)JATI 協会](#)

[\(一社\)ペターリビング](#)

のホームページをご覧ください。



Q3-7：アスベスト含有吹付けロックウールの廃材処理は、どのようにすればよいのですか？

A：アスベスト含有吹付けロックウールの廃材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める特別管理産業廃棄物「廃石綿等」に該当します。この場合は、管理型処分場で処分するか、熔融処理をして、熔融物を安定型処分場で処分することになります。